

物価等高騰対策として水道料金の基本料金を4カ月分減免します

令和5年12月から令和6年3月までの4カ月間に行われる検針に係る請求分から。基本料金にあたる金額（月間基本料金635円＋消費税/月）を減免します。

【対象】 ※公的機関・施設は除く

令和5年12月から令和6年3月までの期間において、次の①②どちらにも該当する方

- ①羽曳野市内に住所を有する方、または事務所等がある事業者
- ②羽曳野市水道局と給水契約を結んでいる（給水を受けている）方

【減免内容】

令和5年12月から令和6年3月までの4カ月間に行われる検針に係る請求分の水道料金から1,397円（1,270円＋消費税）を減免して請求いたします（期間中2回請求がありますので、最大で合計2,794円の減免になります）。

ただし、開栓・閉栓により短期間の使用となった場合は1カ月分にあたる698円（635円＋消費税）の減免になる場合があります。

【注意事項】

・当減免について、申請は不要となります。期間中の検針分に係る請求から自動的に前述の金額を減免いたします。

・上水道のみの使用で、且つ使用水量が基本料金の範囲内（1カ月あたり8㎡以下）だった場合、請求金額が0円となりますので、納付書は送付されません。

※水道使用水量等のお知らせ（検針票）は投函されます。

・下水道使用料は減免されません。ご了承ください。

【お問い合わせ先】

羽曳野市水道局 水道料金お客様センター

TEL072-958-1111 （内線）5021/5022/5023

羽曳野市水道局総務課 総務担当

TEL072-958-1111 （内線）5013/5020

羽曳野市内で他の水道事業者と給水契約を結んでいる方には支援金を給付します

【対象】

令和5年12月1日～令和6年3月8日までの期間において次の①②どちらにも該当する方

- ①羽曳野市内に住所を有する方、または事務所等がある事業者
- ②羽曳野市水道局以外の水道事業者（藤井寺水道センターなど）と給水契約を結んでいる（給水を受けている）方

【支援金額】

最大2,794円（月間基本料金635円×4カ月分＋消費税）

【申請期間】

令和5年12月11日（月）～令和6年3月8日（金）

※申請期間より前に申請いただいても支援金の支給は令和5年12月11日（月）以降になります。

【必要書類】

- ・申請書
- ・他の水道事業者から給水を受けていることが確認できる資料（検針票など）のコピー
- ・振込先金融機関が確認できる資料（通帳・キャッシュカード）のコピー

※11月中に対象と思われる方に申請書を送付させていただきます。また、12月1日以降にこのページ内でダウンロードできるようにいたしますので、送付の無かった方や再発行が必要な方はそちらをご利用ください。

【申請方法】

〒583-8585

大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号 別館4階

羽曳野市水道局 水道料金お客様センター

上記宛てに申請書類一式を提出してください（郵送・窓口どちらも可）。

※郵送の場合は、封筒に「支援金申請書在中」とご記入ください。

※窓口申請の場合は、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）をご持参ください。

【注意事項】

・申請内容について確認・審査を行い、不備がなければ振込日等を記載した支給決定通知を送付させていただきます。

・不備のあった場合等には申請書にご記入いただいた連絡先にお電話をおかけする場合がありますので、日中でも応答できる電話番号をご記入ください。

【お問い合わせ先】

羽曳野市水道局 水道料金お客様センター

TEL072-958-1111 (内線) 5021/5022/5023

羽曳野市水道局総務課 総務担当

TEL072-958-1111 (内線) 5013/5020